

【被扶養者の資格喪失について】

以下のいずれかに該当する場合は、被扶養者の資格が喪失となります。

- 1 被扶養者が就職等により、他の健康保険の資格を取得した場合
(被扶養者が、後期高齢者医療制度に該当となった場合を含む)
- 2 被扶養者の年間収入額または年間収入見込額が、収入限度額の130万円(60歳以上または障害年金受給者は180万円)以上ある場合
- 3 被扶養者の年間収入額または年間収入見込額が、上記2の収入限度額を超えない場合であっても、被保険者の年間収入額の1/2以上ある場合
- 4 被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫および兄弟姉妹を除く三親等以内の親族で被保険者と同一世帯に属していない場合
- 5 その他、被保険者との生計維持関係が存続していない場合
(例) ① 被扶養者が別居している被保険者の直系尊属、兄弟姉妹、および孫であって被保険者が継続して生計費を送金していない場合
② 被扶養者の婚姻
③ 被保険者の離婚による子の扶養替え
④ 死亡 等

※上記1に該当し、かつ2～5のいずれかに該当する場合は、1を優先します。

※上記3に該当する方で上記1に該当しない方が、下記①②のいずれかに該当する場合は資格喪失となる範囲から除かれます。

① 被扶養者が「被保険者の子」である場合

被保険者に配偶者がいない、いわゆる「ひとり親家庭」であって、被保険者の年間収入が130万円未満(被扶養者が60歳以上の者である場合または障害年金を受給する者である場合にあっては180万円未満)であって、かつ、被扶養者の年間収入が被保険者の年間収入未満である条件を満たす被扶養者が、次のいずれかに該当する場合

- ・19歳未満の子の場合
- ・障害年金を受給している子の場合

② 被扶養者が「被保険者の配偶者」である場合

被保険者の年間収入が180万円未満であって、かつ、被扶養者の年間収入が被保険者の年間収入未満である条件を満たす被扶養者が、次のいずれかに該当する場合

- ・60歳以上で、年間収入が「年金収入」のみの配偶者の場合
- ・障害年金を受給している配偶者の場合

被扶養者資格のチェックをする

被扶養者取消申請書の入手

【被扶養者の収入の取扱い注意事項】

被扶養者の、前年1月～12月分までの全ての収入を合計した年間総収入額を対象とします。ただし、前年または今年の途中から収入状況に大きな変動(例:退職、勤務条件変更等)が発生した場合には、その時点から向こう1年間分の年間収入推計額とします。

- (i) 給与収入
税金等、控除前の交通費を含む金額(総収入額)とし、複数箇所ですべての給与を受けている場合は、その合計額とします。
- (ii) 年金収入
・社会保険料、税金等控除前の年金額とし、公的年金・私的年金等すべての年金を対象とします。
・複数の年金を受給している場合は、その合計額とします。
(税法上非課税となっている障害年金や遺族年金等も年金収入とします。)
・年金を受給するために支払った保険料(厚生年金・国民年金・私的年金等の保険料)を必要経費として年金収入額から控除することはしません。
- (iii) 事業(営業等・農業)収入・不動産収入
確定申告時の収支内訳書(または、所得税青色申告決算書)に記載されている経費項目のうち、ジェイティ健保が認める経費を控除した額とします。

ジェイティ健保が認める経費

- (iv) 配当・利子収入
有価証券の保有により、株式の配当金や利子を受けとった場合には、その取得や保有に必要な経費を控除した額とします。
- (v) その他収入
年金以外の雑収入や、その他の実質的な収入が発生した場合には、その収入から必要経費を控除した額とします。
(注) 所得税法に定める譲渡所得や一時所得、退職所得による一時収入は、年間収入の範囲から除外します。

【その他の注意事項】

資格喪失日以後の受診実績が確認された場合、当該家族療養費はジェイティ健保へ返還していただくことになります。

被扶養者資格のチェックをする